

国名
中華人民共和国 マカオ特別行政区
在外公館名
在香港日本国総領事館
情報確認年月日
2026 年 10 月 9 日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
☒ 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 ☒ 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 ☒ 渡航前に準備が必要な書類がある。 ☒ （滞在期間と 1 日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 ☐ 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 ☐ その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
○医薬品を持ち込む場合、マカオ域内で適用される「法律第 17/2009 号（麻薬及び向精神薬に関する法律）及び「法令第 34/99/M 号（（麻薬及び向精神薬の取引並びに合法的な使用に関する法令）」等に基づき、あらかじめ関係当局から許可を受けることが必要だが、自己の疾病の治療のためという理由であれば、法律第 17/2009 号の表 1A、表 2B、表 3、表 4 に記載されている医薬品については、マカオ入境時に 30 日分の用量を超えない範囲で事前の許可なく携帯することが可能。ただし、マカオ入境時に税関職員に対し、当該医薬品にかかる医師作成の英語の書面（使用する者の氏名、医薬品の成分・用法・用量・使用期限、医師の氏名及び署名等が記載された書面）の提示が必要。 ○麻薬及び向精神薬以外の医薬品については、医師作成の英語の書面（記載内容は上記と同様）が必要となるが、マカオ入境時に 90 日分の用量を超えない範囲で事前の許可なく携帯することが可能。 ○医師作成の書面に不備があり、若しくは書面を提示できない場合には、マカオ税関がその場で医薬品を一旦保管の上、当人が当該医薬品を使用する必要性をマカオ衛生局にて確認することとなる。その必要性がないと判断された場合には、当該医薬品はマカオ税関に没収される。 ○医薬品の容器や包装に特段の制限はないが、成分表が確認できる包装を提示することが望ましく、医薬品の持込み可否や規制内容については、あらかじめマカオ薬物监督管理局（Instituto para a Supervisão e Administração Farmacêutica）に確認することが

推奨されている。

<問い合わせ先>

○マカオ薬物監督管理局 (Instituto para a Supervisão e Administração Farmacêutica)

・電話番号 : (+853) 2852-4708

・メール : info@isaf.gov.mo

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報

○マカオ薬物監督管理局 (Instituto para a Supervisão e Administração Farmacêutica)
ホームページ (中国語、ポルトガル語)

<https://www.isaf.gov.mo/>

○マカオ税関 (Serviços de Alfândega da RAEM) (中国語、ポルトガル語)

・個人使用を目的とした医薬品の携帯について

https://www.customs.gov.mo/cn/notice_passengers_item3.html

・事前承認の必要な物品

https://www.customs.gov.mo/cn/customs_declaration_item2.html

○マカオ政府ホームページ (中国語、ポルトガル語)

・マカオ特別行政区法律第 17/2009 号 (麻薬及び向精神薬に関する法律)

https://bo.dsaj.gov.mo/bo/i/2009/32/lei17_cn.asp

・マカオ特別行政区法令第 34/99/M 号 (麻薬及び向精神薬の取引並びに合法的な使用に関する法令)

https://bo.dsaj.gov.mo/bo/i/99/29/declei34_cn.asp